

事務連絡
令和5年10月25日
(令和6年9月2日一部改訂)

指定地域密着型サービス事業所

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

指定介護予防支援事業所

世田谷区高齢福祉部介護保険課長

谷澤 真一郎

令和6年4月1日から義務化される措置への対応について

日ごろより、介護保険事業にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年度制度改正において、令和6年3月31日で努力義務の経過措置が終了し、
令和6年4月1日から義務化される事項について、改めてお知らせします。運営基準を満たすよう、必要な対応をお願いいたします。

記

次の6項目のうち、項目1から4までは全種別共通、項目5と6は地域密着型介護老人福祉施設のみとなります。チェックポイントとして特に注意いただきたい事項について記載しています。末尾に区条例・区規則を抜粋して掲載し、厚生労働省の解釈通知の該当箇所を示していますので、必ず基準の全容をご確認ください。

1. 虐待の防止に係る措置について

✓利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、①虐待の未然防止、②虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）の早期発見、③虐待等への迅速かつ適切な対応という観点から、虐待の防止に関する措置を講じること。

（1）虐待防止検討委員会の開催

✓定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
✓幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。ただし、虐待等については、その性質上一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応すること。
✓①指針の整備に関する事項、②職員研修の内容に関する事項、③従業者が相談・報告できる体制整備に関する事項、④虐待等把握時における自治体への迅速かつ適切な通報に関する事項、⑤虐待等発生時の原因分析及び再発防止策に関する事項、⑥再発防止策を講じた際の効果の評価に関する事項等を検討すること。

（2）虐待の防止のための指針の整備

✓①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方、②職員研修に関する基本方針、③虐待等発生時の対応方法に関する基本方針、④虐待等発生時の相談・報告体制、⑤虐待等に係る苦情解決方法等を盛り込むこと。

（3）研修の実施

✓虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものであること。
✓指針に基づいた研修プログラムを作成すること。

- ✓年1回以上行い、新規採用時には必ず実施すること。

※認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上。

- ✓実施内容について記録すること。

(4) 担当者の設置

- ✓①虐待防止検討委員会の開催、②虐待の防止のための指針の整備、③定期的な研修の実施を適切に行うため、専任の担当者を置くこと。なお、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいこと。

(5) 運営規程への定め

- ✓①責任者の選定、従業者への研修方法・研修計画等の組織内の体制、②虐待等発生時の対応方法等を定めること。

2. 業務継続計画の策定等について

(1) 業務継続計画の策定

- ✓業務継続計画には、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照のうえ、①感染症に係る業務継続計画、②災害に係る業務継続計画等を記載すること。

- ✓感染症に係る業務継続計画には、①体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等の平常時からの備え、②初動対応、③保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等の感染拡大防止体制の確立等について記載すること。

- ✓災害に係る業務継続計画には、①建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等の平常時の対応、②業務継続計画発動基準、対応体制等の緊急時の対応、③他施設及び地域との連携等について記載すること。

(2) 研修の実施

- ✓感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとすること。

- ✓年1回以上行い、新規採用時には別に行うことが望ましいこと。

※認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上行い、新規採用時には必ず行うこと。

- ✓実施内容について記録すること。

(3) 訓練の実施

- ✓感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、①事業所内の役割分担の確認、②感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を、年1回以上実施すること。

※認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上。

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

(1) 感染対策委員会の開催

- ✓構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくこと。

- ✓おおむね6月に1回以上開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催する必要があること。

※地域密着型介護老人福祉施設は、おおむね3月に1回以上。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

- ✓「介護現場における感染対策の手引き」を参照のうえ、平常時の対策及び発生時の対

応を規定すること。

- ✓ 平常時の対策として、①事業所内の衛生管理（環境の整備等）、②ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等を規定すること。
- ✓ 発生時の対応として、①発生状況の把握、②感染拡大の防止、③医療機関や保健所、区市町村における関係課等の関係機関との連携、④行政等への報告、⑤事業所内・関係機関への連絡体制等を規定すること。

（3）研修の実施

- ✓ 感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとすること。
- ✓ 厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用して事業所内で行うものでも差し支えないこと。
- ✓ 年1回以上開催し、新規採用時には別に実施することが望ましいこと。

※認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上開催し、新規採用時には必ず実施すること。

- ✓ 実施内容について記録すること。

（4）訓練の実施

- ✓ 感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、①事業所内の役割分担の確認、②感染対策をした上でのケアの演習等を、年1回以上実施すること。

※認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設は、年2回以上。

4. 認知症介護基礎研修の受講について

- ✓ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格（※）を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

（※）医療・福祉関係の資格とは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、福祉用具専門員、歯科衛生士、認知症介護実践者研修修了者等を指す。

なお、基本的に社会福祉主事（任用資格）は医療・福祉関係の資格に含まれないが、履修科目によっては含まれることもある。また、認知症介助士、認知症ケア専門士、認知症サポートー等養成講座修了者は、医療・福祉関係の資格に含まれない。

⇒詳細は、東京都発出の「認知症介護基礎研修に関するよくあるご質問」を参照すること。

- ✓ 令和5年3月31日以前からの在職者である受講対象者について、令和6年3月31日までに、認知症介護基礎研修の受講を修了させること。
- ✓ 新たに採用した従業者（新卒採用、中途採用を問わない）に対しては、医療・福祉関係の資格を有さない場合は、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること。

5. 栄養管理について ※地域密着型介護老人福祉施設のみ

- ✓ 管理栄養士が、入居者の栄養状態に応じて、計画的に栄養管理を行うこと。
- ✓ 施設入居時に、入居者の栄養状態を把握すること。
- ✓ 多職種が共同し、入居者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮し、地域密着型施設サービス計画との整合性を図った入居者ごとの栄養ケア計画を作成すること。

- ✓ 栄養ケア計画に従った栄養管理を行い、入居者の栄養状態を定期的に記録すること。
- ✓ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該栄養ケア計画を見直すこと。
- ✓ 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発第0316第3号等）を参考とすること。

6. 口腔衛生の管理について ※地域密着型介護老人福祉施設のみ

- ✓ 口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。
- ✓ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設において当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- ✓ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
- ✓ 入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画には、①助言を行った歯科医師の氏名等、②助言の要点、③具体的方策、④当該施設における実施目標、⑤留意事項・特記事項を記載すること。

<関係例規>

※区の関係条例及び規則は、区ホームページ上部の「検索メニュー」→「ページIDから探す」の検索窓に、下記のページIDを入力して検索すると見ることができます。

(令和6年9月2日から、区ホームページのリニューアルに伴い、検索方法等が変更となりました。)

- ・地域密着型サービスに関する条例及び規則
- ・居宅介護支援に関する条例及び規則
- ・介護予防支援に関する条例及び規則

※厚生労働省ホームページ > > > >

厚生労働省の解釈通知：①指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(平成18年3月31日老計発第0331004号等)

②指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
(平成11年7月29日老企第22号)

③指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
(平成18年3月31日老振発第0331003号等)

【問合せ先】

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当
 電話番号：03-5432-2294

[次頁の参考情報に続く]

参考：区条例等の関係規定

1. 虐待の防止に係る措置について

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

区条例第4条第3項 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程) [※全種別同様規定有り]

区条例第32条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。…[中略]…

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止) [※全種別同様規定有り]

区条例第41条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

解釈通知①：第3の一の4の(21)の⑥・(31)

[認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設：第3の五の4の(14)]

解釈通知②：第2の3の(12)の④・(22)

解釈通知③：第2の3の(12)の④・(23)

2. 業務継続計画の策定等について

(業務継続計画の策定等) [※全種別同様規定有り]

区条例第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施すること及び非常時の体制において早期に業務を再開することを目的とする計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

解釈通知①：第3の一の4の(23)

[認知症対応型共同生活介護事業所と地域密着型介護老人福祉施設：第3の五の4の(12)]

解釈通知②：第2の3の(14)

解釈通知③：第2の3の(14)

3. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

(衛生管理等) [※全種別同様規定有り]

区条例第34条第3項 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

区規則第8条の2 条例第34条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等(条例第40条第2項に規定するテレビ電話装置等をいう。以下同じ。)を活用して、これを行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者(条例第7条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。)に周知徹底を図ること。
[※地域密着型介護老人福祉施設にあっては、おおむね3月に1回以上]
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

解釈通知①：第3の一の4の(24)の②〔認知症対応型共同生活介護事業所：第3の五の4の(13)の②、

地域密着型介護老人福祉施設：第3の七の4の(21)の②〕

解釈通知②：第2の3の(16) 解釈通知③：第2の3の(16)

4. 認知症介護基礎研修の受講について

(勤務体制の確保等) [※他種別同様規定有り]

区条例第60条の13第3項 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

解釈通知①：第3の二の二の3の(6)の③

5. 栄養管理について〔地域密着型介護老人福祉施設のみ〕

(栄養管理)

区条例第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

解釈通知①：第3の七の4の(11)

6. 口腔衛生の管理について〔地域密着型介護老人福祉施設のみ〕

(口腔衛生の管理)

区条例第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

解釈通知①：第3の七の4の(12)